

## ○生駒市会計規則及び生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

## (1) 生駒市会計規則新旧対照表

現行			改正案		
別表第1(第4条、第5条関係)			別表第1(第4条、第5条関係)		
出納員となるべき職員	委任する事務	分任出納員となるべき職員	出納員となるべき職員	委任する事務	分任出納員となるべき職員
秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	広報広聴課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
人事課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	人事課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
市民活動推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	市民活動推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
市民活動推進センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	市民活動推進センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	危機管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
契約検査課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	契約検査課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
企画政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	企画政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
情報政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	情報政策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
環境事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	環境事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
清掃リレーセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	清掃リレーセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—

環境モデル都市 推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	環境モデル都市 推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
経済振興課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	経済振興課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
高山竹林園所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	高山竹林園所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
市民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納	所管係長 市民サービスコー ナーに勤務する職 員	市民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納	所管係長 市民サービスコー ナーに勤務する職 員
	所管に係る徴収金の収納	所管係長		所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
課税課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	課税課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
収税課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	収税課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
人権施策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	人権施策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
人権文化センタ ー所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	人権文化センタ ー所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
男女共同参画プ ラザ所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	男女共同参画プ ラザ所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消費生活センタ ー所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	消費生活センタ ー所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
高齢福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	高齢福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
障がい福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	障がい福祉課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
保護課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	保護課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	介護保険課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長

	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
こども課長	所管に係る保育料、 <u>入園料</u> その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長	こども課長	所管に係る保育料その他徴収金の収納	保育園長 幼稚園長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
子育て支援総合センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	子育て支援総合センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
こどもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	こどもサポートセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
健康課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	健康課長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
病院建設課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	病院建設課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
国保医療課長	後期高齢者医療保険料の収納	所管係員	国保医療課長	後期高齢者医療保険料の収納	所管係員
	所管に係る徴収金の収納	所管係長		所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
事業計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	事業計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
土木課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	土木課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
営繕課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	営繕課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
都市計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	都市計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
建築課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	建築課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
みどり景観課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	みどり景観課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
花のまちづくりセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	花のまちづくりセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	公園管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長

	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
下水道管理課長	所管に係る負担金、使用料その他徴収金の収納(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則(平成18年9月生駒市規則第32号)第1項の規定により委任したものを除く。)	所管係員	下水道管理課長	所管に係る負担金、使用料その他徴収金の収納(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則(平成18年9月生駒市規則第32号)第1項の規定により委任したものを除く。)	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
下水道推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	下水道推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
会計課長	徴収金の収納	所属職員	会計課長	徴収金の収納	所属職員
会計課主幹	所管に係る物品の出納保管	—	会計課主幹	所管に係る物品の出納保管	—
会計課課長補佐			会計課課長補佐		
消防本部総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防本部総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消防本部予防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防本部予防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消防本部警防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防本部警防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消防署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消防署北分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防署北分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
消防署南分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	消防署南分署長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
議会事務局次長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	議会事務局次長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会教育総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	教育委員会教育総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会教育指導課長	所管に係る負担金その他徴収金の収納	小・中学校長 所管係長	教育委員会教育指導課長	所管に係る負担金その他徴収金の収納	小・中学校長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—

教育委員会学校給食センター所長	所管に係る徴収金の収納	小・中学校長 所管係長	教育委員会学校給食センター所長	所管に係る徴収金の収納	小・中学校長 所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会生涯学習課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	教育委員会生涯学習課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会図書館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	教育委員会図書館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会図書館南分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	教育委員会図書館南分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会図書館北分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	教育委員会図書館北分館長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会生駒駅前図書室長	所管に係る徴収金の収納	所管係員	教育委員会生駒駅前図書室長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会スポーツ振興課長	所管に係る使用料の収納	所管係員	教育委員会スポーツ振興課長	所管に係る使用料の収納	所管係員
	所管に係る徴収金の収納	所管係員		所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
選挙管理委員会事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	選挙管理委員会事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
監査委員事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	監査委員事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—
農業委員会事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	農業委員会事務局長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—		所管に係る物品の出納保管	—

(2) 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p align="center"><u>生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例</u>(昭和25年4月生駒市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象範囲及び額)</p> <p>第2条 条例第5条第1項第1号に規定する<u>就園奨励事業</u>の場合の保育料及び入</p>	<p align="center"><u>生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>生駒市立幼稚園保育料徴収条例</u>(昭和25年4月生駒市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の対象範囲及び額)</p> <p>第2条 条例第5条第1項第1号に規定する<u>場合の保育料</u>の減免の対象範囲及び</p>

園料の減免の対象範囲及び額は、次のとおりとする。

(1) 次号以外の場合

対象範囲		減免の額
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯		保育料及び入園料の合計額
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	保育料及び入園料の合計額(年額20,000円を限度とする。)
	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	保育料及び入園料の合計額(年額50,000円を限度とする。)
	同一世帯から3人以上就園している場合の第1子及び第2子以外の園児(第3子以降)	保育料及び入園料の合計額(年額79,000円を限度とする。)
上記以外の世帯	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	保育料及び入園料の合計額(年額40,000円を限度とする。)
	同一世帯から3人以上就園している場合の第1子及び第2子以外の園児(第3子以降)	保育料及び入園料の合計額(年額79,000円を限度とする。)

(2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合

対象範囲		減免の額
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		保育料及び入園料の合計額
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	保育料及び入園料の合計額(年額50,000円を限度とする。)
	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の第2子以外の園児及び小学校1年生から	保育料及び入園料の合計額(年額79,000円を限度とする。)

額は、次のとおりとする。

対象範囲	減免の額
3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いる場合で、それらの者のうちの第2子である園児	保育料の額に0.5を乗じて得た額
3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いる場合で、それらの者のうちの第3子以降の園児	保育料の額の全額

	<u>3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児</u> (第3子以降)	
上記以外の世帯	<u>小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者</u> (第2子)	<u>保育料及び入園料の合計額(年額40,000円を限度とする。)</u>
	<u>小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の第2子以外の園児</u> (第3子以降)	<u>保育料及び入園料の合計額(年額79,000円を限度とする。)</u>

2 条例第5条第1項第2号に規定する天災地変の場合の保育料入園料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。

(平21規則13・全改、平22規則14・平23規則16・平26規則18・一部改正)

(減免の申請)

第3条 保育料及び入園料の減免を受けようとする保護者(以下この条及び次条において単に「保護者」という。)は、保育料等減免措置に関する調書(以下「調書」という。)を毎年度6月20日(園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあっては、市長が定める日)までに園長に提出しなければならない。

2 園長は、保護者から調書の提出があったときは、当該調書に所定の証明をした上で、当該調書を6月30日(園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあっては、市長が定める日)までに市長に提出しなければならない。

(平21規則12・追加、平22規則14・一部改正)

(減免の認定)

第4条 市長は、園長から調書の提出があったときは、減免の可否を決定し、園長を通じて保護者に通知するものとする。

(平21規則12・追加)

(委任)

2 条例第5条第1項第2号に規定する場合の保育料の減免の対象範囲及び額は、その都度市長が定める。

(平21規則13・全改、平22規則14・平23規則16・平26規則18・一部改正)

(減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする保護者(以下この条及び次条において単に「保護者」という。)は、保育料等減免措置に関する調書(以下「調書」という。)を園長に提出しなければならない。

2 園長は、保護者から調書の提出があったときは、当該調書に所定の証明をした上で、当該調書を速やかに市長に提出しなければならない。

(平21規則12・追加、平22規則14・一部改正)

(減免の認定)

第4条 市長は、園長から調書の提出があったときは、減免の可否を決定し、園長を通じて保護者に通知するものとする。

(平21規則12・追加)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、生駒市教育委員会が定める。

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、生駒市教育委員会が定める。